

令和3年度

筑前町教育委員会の権限に属する事務の管理  
及び執行状況についての点検及び評価報告書

令和4年5月

筑前町教育委員会

## 1. 点検及び評価の導入の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条により、平成 20 年 4 月から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされた。

## 2. 点検及び評価の実施に関する基本的な考え方

### (1) 点検・評価の対象

教育委員会の事業内容及び事業体系を大きく三つの大項目に区分し、自己点検・評価シートを作成した。

① 大項目 1 「教育委員会の活動」は、教育委員会という組織が自ら行う活動を中心に、次の 6 つの中項目に分け、点検項目として小項目を設けた。

1. 教育委員会の会議の運営改善
2. 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信
3. 教育委員会と事務局の連携
4. 教育委員会と首長の連携
5. 教育委員の研修
6. 学校及び教育施設に対する支援・条件整備

② 大項目 2 「教育委員会が管理・執行する事務」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び筑前町教育長に対する事務委任規則の規定により、教育委員会が管理・執行する事務として、次の 16 の中項目を設けた。

1. 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること
2. 学校、公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること
3. 1 件 30 万円を超える教育財産の取得を申し出ること
4. 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他の進退について内申すること
5. 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること
6. 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと
7. 県費負担教職員以外の校長、公民館長及び図書館長の任免を行うこと
8. 教育委員会の職員の任免その他の人事を行うこと
9. 学校、公民館及び図書館の敷地を選定すること
10. 1 件 100 万円以上の工事の計画を策定すること
11. 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと

12. 教育委員会規則等の制定又は改廃を行うこと
13. 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出ること
14. 社会教育委員及び公民館運営審議会委員を経るべき議案について、意見を申し出ること
15. 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること
16. 学齢児童・生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること

③ 大項目3 「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」は、教育長に委任して行う事務を掲げているが、この部分については、学校教育7、社会教育7の中項目を設定し、各施策を小項目とした。

#### 学校教育の施策の重点

1. 地域とともにある学校づくりの推進
2. 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実
3. 心づくり・体づくりの推進
4. いじめ・不登校等に対する生徒指導体制の確立
5. 特別支援教育の充実
6. 人権教育の推進
7. 教職員の資質向上と人材育成

#### 社会教育の施策の重点

1. 学校・家庭・地域の連携による学習機会の充実
2. 図書館の充実と読書活動の推進
3. 生涯スポーツの普及促進による健康増進
4. 芸術文化の鑑賞機会と発表機会の充実
5. 様々な体験活動による青少年の健全育成
6. 「子どもの約束」の推進
7. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

#### (2) 点検及び評価の基準

自己点検・評価の小項目ごとに達成状況を4段階で評価し、事例がなかったものは「―」で表示した。

- A・・・達成されている
- B・・・ほぼ達成されている
- C・・・あまり達成されていない
- D・・・達成されていない
- ―・・・事例がなかった

(3) 点検及び評価の手順

点検及び評価の手順については、点検及び評価の実施に関するフロー図により行う。

(4) 議会への報告

報告書は、議会全員協議会に報告する。

(5) 公表

点検及び評価の結果は、教育委員会において閲覧できるようにする。

(6) 点検及び評価結果の反映について

点検及び評価の結果は、今後の教育施策や取組・事業に活用する。

3. 学識経験者

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項に規定された、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」については、次の2名の方から意見をいただく。

氏 名	所 属 等
伊 藤 克 治	福岡教育大学 教授
荻 野 幹 生	元福岡県立朝倉高等学校 校長

資料

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

- 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施に関するフロー図

